

保管依頼書

年 月 日

廿日市市長 様

次の売払物件について、売払代金納付後、引渡しを受けるまで廿日市市に保管を依頼します。

引渡しを受ける前に次の売払物件が破損、紛失等により損害を受けても、廿日市市が一切責任を持たないこと、及び次の条件の事項について同意します。

1 買受物件 区分番号
物件名
保管依頼

年 月 日まで

※保管期限は、売払代金納付日から30日以内です。

2 同意する条件

- (1) 保管に際し、廿日市市が一切の責任を持たないこと。
- (2) 売払代金納付後に保管のための費用が発生した場合、そのすべての費用は落札者の負担とする。
- (3) 原則として保管維持にかかる作業（色あせ防止等）は、落札者の負担で対応する。
- (4) 売払代金納付日から30日を超えて受け取らない場合は、廿日市市は市有財産売買契約を解除し、売払代金から契約保証金及び必要な場合は損害賠償金を徴収する。

買受人住所

買受人氏名

電話番号

印